

発行: 🐼 納税協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 公益財団法人 納税協会連合会 TEL 06-6135-4062 (編集部直通) FAX 06-6135-4056 (")

9 2020 September

納税協会ホームページ https://www.nouzeikyokai.or.jp

| September | | | ※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。 | | | |
|-------------------------|------------------|------------------------|--|---|---------------------------|--|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | 1 ^{友引} | 2 [£] | 3 仏滅 | 4 ** | 5 **- |
| 6 先勝 | 7 ^{友引} | 8 先魚 | 9 似藏 | 10 大安 8月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(8月雇入分) | 11 *·· | 12 ^{先勝} |
| 13 ^{友引} | 14 [#] | 15 仏滅 | 16 ** | 17 ^{& 31} | 18 先負 | 19 ^{4/8} |
| 20 ^{**} | 21 赤口 敬老の日 | 22 先勝 秋分の日 | 23 ^{太引} | 24 ^{先負} | 25 ^{仏滅} | 26 ** |
| 27 *- | 28 ^{先勝} | 29 ^{友引} | 30 先負 外国人雇用状況届出書(8月分) 健康保験・厚生年金保険の保険 料約付(8月分) | | 4 5 11 12 1 18 19 2 | 火 水 木 金 ± 1 2 3 6 7 8 9 10 13 14 15 16 17 20 21 22 23 24 27 28 29 30 31 |

り 月の祝務と労務



税務

- ●8月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ⇒9月10日(木)まで
- ●令和2年7月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
 - **★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。**
 - ⇒ 決算応当日 (月末決算では9月30日 (水)) まで
- ●令和3年1月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
 - ⇒ 決算応当日(月末決算では9月30日(水))まで
- ●3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち10月・1月・4月決算法人の中間申告と納付
 - ⇒ 決算応当日(月末決算では9月30日(水))まで
- ●1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち6月・7月決算法人を除く法人の中間申告と納付
 - ⇒ 決算応当日(月末決算では9月30日(水))まで

労務 -

- ■雇用保険被保険者資格取得届の提出(8月雇入分)
 - ⇒9月10日(木)まで

- ●外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の8月雇入・離職分)
 - ⇒9月30日(水)まで
- ●健康保険・厚生年金保険の保険料納付(8月分)
 - →9月30日(水)まで
- ●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、 その翌日が納付期限等の日となります。

Column

防災・災害

9月1日は防災の日です。近年の大規模災害により企業の防災意識 が高まる傾向にあるため、防災・災害に関する税務・労務上の主な 注意点を記載します。

[税務上の注意点]

消耗品等の損金算入時期は、原則として購入時では無く、消費時(事業供用時)です。しかし、非常用食料品(長期備蓄用)等は備蓄時に事業供用したとみなして、損金算入できます。また、類似物品として消火器の中味(消火液など)も取替え時に損金算入できます。

[労務上の注意点]

災害発生により従業員を休業させた場合、①原因が事業の外部より発生し、かつ②使用者が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることができない場合は、使用者の責に帰すべき事由にはあたらず、企業には従業員への休業手当支払の義務はないと労働基準法上は考えられています。

(公認会計士·税理士 井村奨 / 特定社会保険労務士 井村佐都美)



で読める! 税務 基本のキ



公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜

事務所を賃借するために支払った保証金は損金算入?

事務所を賃借するために支出する保証金は、返還される部分と返還されない部分で税務上の取扱いが異なります。契約書の中身をチェックして、返還される部分については、返還されるまで資産に計上し、返還されないことが確定している部分については、税務上の繰延資産に該当するため、一定の期間で償却します。

なお、毎月の家賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が急減した中小企業等の家賃負担を軽減する目的で「家賃支援給付金」が支給されることとなりました。

● 権利金・敷金・保証金の取扱い

事務所等を賃借する際の権利金等*1の税務上の取扱いについては、貸主と借主でそれぞれ以下のようになります。

| | 貸主の処理 | 借主の処理 | | |
|----------|--|---|--|--|
| 返還される部分 | 返還するまで、負債に計上 | 返還されるまで、資産に計上 | | |
| 返還されない部分 | 権利金等の収受日又は契約の効力 発生日の属する事業年度の益金に 算入* ² | 繰延資産に該当するため、一定の 期間* ³ で均等償却* ² | | |

- * 1 権利金等には、保証金、敷金等の名目で支出するものを含みます。
- *2 不動産の賃借期間の経過に応じて返還しない金額が変動する契約の場合の取扱いは以下のようになります。 貸主の処理…返還しない部分が確定した日の属する事業年度にその確定した金額を益金に算入します。 借主の処理…返還しない部分が確定した日の属する事業年度にその確定した金額を繰延資産に計上し、一定の期間で償却を行います。
- *3 5年(5年未満の賃借契約で更新時に再び権利金等を支払うものは、その賃借期間) なお、返還されないことが確定している部分の金額が 20 万円未満である場合には、その金額を支出した日の属する事業年度の損金に算入する ことができます。



「家賃支援給付金」の給付対象者と給付額



令和2年5月~12月における売上の減少が右のいずれかに該当する中小企業及び個人事業者等で、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払う事業者が対象です。

- ① 1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少

(2) 給付額

申請時の直近1か月の支払賃料(月額)に基づいて 算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額 に相当する額が支給されます。

なお、法人の場合は600万円(家賃225万円の場合)、個人事業者の場合は300万円(家賃112万5千円の場合)が上限となります。

●給付率・月額上限

| 月額家賃 | 75万円(37万5 千円)以下の部分 | 75万円超225万円以下 (37万5千円超112万5千 円以下)の部分 | | | |
|------|-----------------------|---|--|--|--|
| 給付率 | 2/3 | 1/3 | | | |
| 上限 | 100万円(50万円)×6か月 | | | | |

(注)()書きは、個人事業者の場合